

2022年1月7日

AS 審査員各位

新規 AS 審査員資格申請者各位

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター
(J R C A)

IAQG OPMT ICOP Resolutions Log158 発行に伴う、
ICT 審査実施の申告及びエビデンス提出について

IAQG OPMT ICOP Resolutions Log158 (2021年11月9日付) 発行に伴い、ICT 審査を実施した場合には、ICT 審査の有無及びその割合について申告が必要となります。

つきましては、**新規または更新の申請を行われる際には**、下記の通り ICT 審査実施の有無および審査実績に占める ICT 審査の割合ならびに審査の割合がわかるエビデンスの提出をお願いします。

記

1. 新規に申請する方

AS 産業経験審査員/AS 審査員 新規申請用 申請者本人による規格箇条毎審査実績一覧様式 (AA300 様式 9A) に従い、ICT 審査の有無および審査実績*に占める ICT 審査の割合を記載願います。また、ICT 審査が実施された場合には、審査実績に占める ICT 審査の割合が 30%以下であることを裏付ける審査実績エビデンスの提出を合わせてお願いします。

2. 更新申請する方

有効な審査実績の記録 (AA300 様式 2) に従い、ICT 審査の有無および審査実績に占める ICT 審査の割合を記載願います。また、ICT 審査が実施された場合には、審査実績に占める、ICT 審査の割合の記載および審査実績に占める ICT 審査の割合を確認できる審査実績エビデンスの提出をお願いします。

なお提出される審査実績のうち、2021 年末までに実施された ICT 審査は、審査実績の 30%を超えても審査実績としてカウントします。但し、2022 年 1 月 1 日以降実施された審査実績を提出する場合は、審査実績の 30%を超える ICT 審査は、審査実績の 25%を限度とします。

*AA100 に規定する審査実績

審査実績は現地審査及びオフサイト審査が該当し、オフサイト審査日数は各審査毎に現地審査日数を上回らないこと。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。現地審査、オフサイト審査共に審査日数（時間）がわかるエビデンスが必要である。

以上

<ご参考>

<Resolution Log158（2021年11月9日）の参考和訳(注)から>

104-001、9104-002 及び 9104-003 で定義されている IAQG ICOP スキーム要求

IAQG 第三者認証管理チーム (OPMT) は、新型コロナウイルスの影響-COVID-19 は異常な事態であると認識している。この RESOLUTION は、IAQG ICOP スキームの適合性確認活動が、COVID-19 に直接関連する問題により禁止されている場合にのみ適用する。この RESOLUTION は、改訂された 9104-1 または 9104-3 規格への移行が完了すると、各種団体には適用されなくなる。以下抜粋

AQMS 審査員と AQMS 審査員認定に関連して:

- ・30%を超える ICT 審査を含めて実施された審査については、9104-3 規格の初回認定要件を満たすために使用してはならない。
- ・9104-3 標準に基づき再認定される審査員は、2021 年末までに完了した AQMS 審査における、30%を超える ICT 審査工数を含む審査（実績）を提出することができる。

2022 年 1 月 1 日以降に実施される審査（実績）については、必要とされる AQMS 監査の 25%までなら、30%を超える ICT 審査を含むことができる。

<https://iaqg.sjac.or.jp/data/jisq9100.html> に記載された、Resolution Log から抜粋。

なお、「この参考和訳は、IAQG が公開しています (<https://www.iaqg.org/oasis/login> のリンク)、IAQG OPMT ICOP Resolution Log の「IAQG OPMT ICOP Resolutions Log」を参考として和訳したものです」との記載あり。